袖ケ浦市長 出口清 様

基幹相談支援センター設置に関する提言

袖ケ浦市地域総合支援協議会 会長 関口 幸一

1、提言

袖ケ浦市に、「基幹相談支援センター」の設置を提言します。

現在、袖ケ浦市障害者相談支援事業所が設置されており、既に関係機関との有機的な連携を基に総合的な相談支援を実施している実績がありますので、基幹相談支援センターは、袖ケ浦市障害者相談支援事業所に、更に必要な機能を付加する形で実施していくことが望ましいと考えます。

また設置時期については、地域生活支援拠点等の整備と合わせて、平成 32 年度中の設置を提言します。

2、「基幹相談支援センター」設置の必要性と期待される効果

施設処遇中心から地域生活支援中心へと社会福祉施策の方向転換や、著しいスピードで高齢化が進む社会環境の中、障害者等の重度化・高齢化、複合的で困難な課題を抱える方たちへの支援ニーズ、入所施設や病院等からの地域移行など、様々な課題が表面化してきています。

袖ケ浦市においても、こうした困難な課題に対して、支援機関単独では、なかなか解決が難しくなってきており、それぞれの役割・機能を活かした関係機関の有機的な連携が重要になっています。

そこで、障害者やご家族等が相談しやすい総合的・専門的な相談窓口の設置や、相談支援の中核として、地域で活動している相談支援事業所の困難事例のサポートや人材育成などを行う役割を担う機関として、基幹相談支援センターは必要と考えられます。

また、基幹相談支援センターの設置に関して、袖ケ浦市地域総合支援協議会実務者会企画チームと袖ケ浦市地域総合支援協議会相談支援部会が意見交換会を実施したところ、参加した相談支援専門員から「何も分からなくて困った経験をした。困った時に相談できるとよい」や「モニタリング報告書を出しているが、これでよいのだろうかと考えることがある」などの意見もあり、人材育成などの相談支援事業所を支えていく仕組みの必要性や課題への対応としても基幹相談支援センターの設置が必要と考えます。

袖ケ浦市の特性を踏まえた基幹相談支援センター機能として、(1)総合的・専門的な相談支援の実施、(2)地域の相談支援体制の強化の取組、(3)地域生活支援拠点等の中核的機能、(4)地域移行・地域定着の促進の取組、(5)地域総合支援協議会

の基に設置されている実務者会及び部会等の運営、(6) 相談支援を通しての権利 擁護・虐待の取組が考えられます。

総合的・専門的な相談支援では、専門職である主任相談支援専門員等を配置し、 障害者等の重度化や高齢化、複合的な課題、各種のニーズに対応できる総合的な相 談支援や専門的な相談支援を実施していくとよいと考えます。

また、地域の相談支援体制の強化の取組では、地域の相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な指導、助言として、相談支援事業所が開催するケース会議に 参加して困難事例に対する助言やサポートを行うことや、或いは事例検討を通して人 材育成を実施したり、研修会の企画やサービス等利用計画作成の助言などが考えら れます。

国からは、平成 32 年度末までに各市町村、各圏域に地域生活支援拠点等を整備することが示されており、袖ケ浦市においては面的整備の形で整備していく方向性が望ましいと思いますが、面的整備を十分に機能させる為には、点を繋いで面にするコーディネートの役割が肝要です。緊急の事態等に必要なサービスコーディネートや短期入所等を活用した緊急受け入れ体制のコーディネート、体験の機会・場の提供に関わるコーディネートなど、地域生活支援拠点等の中核的機能を担っていくことが最適であると考えます。

上記、基幹相談支援センターを整備することで、総合的・専門的な相談窓口において様々な支援ニーズに対応できるようになったり、市内の相談支援事業所の質の向上がなされたりするなどして、共生社会の実現に寄与し、障害のある方もない方も、より安心で暮らしやすい生活に繋げていくことができると考えています。

3、これまでの経緯

平成24年4月から、障害者自立支援法(現:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の改正により、相談支援体制の充実や体制の強化が掲げられ、中心となる総合的な相談支援センターとして、市町村に基幹相談支援センターを設置することができるとされました。また、支給決定プロセスの見直しにより、サービス等利用計画作成の対象者が大幅に拡大され、原則、全ての利用者にサービス等利用計画書の作成が求められるようになりました。

現在、袖ケ浦市内には、計画相談支援を実施する相談支援事業所が 7 カ所あります。また平成 20 年 12 月から、障害者等への一般的な相談を行う機関として、袖ケ浦

市障害者相談支援事業所(通称:えがお袖ケ浦)が設置されています。

基幹相談支援センターは、第六次千葉県障害者計画(平成30年3月)において、相談支援体制の充実として、基幹相談支援センターの設置促進があげられ、平成30年4月現在、千葉県内では20市で基幹相談支援センターが設置されている状況です。

こうした中、袖ケ浦市地域総合支援協議会では、「基幹相談支援センター」の設置 や国から示されている「地域生活支援拠点等の整備」について、検討を行ってきたとこ ろです。